

中国人民法院の判決に基づく執行判決請求が認められなかった事例

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 平成 27 年 11 月 25 日
【事 件 番 号】 平成 27 年（ネ）第 2461 号
【事 件 名】 執行判決請求控訴事件
【裁 判 結 果】 控訴棄却
【参 照 法 令】 民事訴訟法 118 条 4 号、民事執行法 24 条
【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25541803

事実の概要

X（原告、控訴人）は、Y₁（被告、本件訴訟係属中に死亡）によって執筆され、Y₂社（被告、被控訴人）によって出版された書籍により名誉を毀損されたと主張して損害賠償等を求める訴えを、中華人民共和国江蘇省南京市玄武区人民法院に提起した（以下、この訴えに係る訴訟を「本件外国訴訟」という。）。本件外国訴訟の訴状及び召喚状等は、司法共助の手続によって平成 16 年 4 月頃 Y₁及び Y₂社に送達された。しかし、Y₁及び Y₂社は本件外国訴訟手続には出席せず、平成 18 年 8 月には、X の請求を認容して、Y₁及び Y₂社が連帯して慰謝料 80 万人民币元の賠償をすることなどを命じる判決（以下「本件外国判決」という。）が、同人民法院によって言い渡された。その後、平成 24 年になって、X は、本件外国判決に基づく我が国における強制執行のための執行判決を求める訴えを東京地裁に提起した。第一審係属中の平成 25 年 9 月頃、Y₁が死亡し、その相続人である Y₃及び Y₄（ともに被告、亡 Y₁訴訟承継人、被控訴人）が訴訟を承継した。東京地裁は、日本と中華人民共和国の間には、相互の保証があるとは認められない旨を判示して、本件外国判決が民訴法 118 条 4 号の要件を満たさないことを理由に、X の請求を棄却した。これを不服として X が控訴したのが本件である。

判決の要旨

控訴棄却。

判旨 1 「……民事執行法 24 条所定の外国裁判所の判決とは、外国の裁判所が、その裁判の名

称、手続、形式のいかんを問わず、私法上の法律関係について当事者双方の手続的保障の下に終局的にした裁判をいい（最高裁平成 10 年 4 月 28 日第三小法廷判決……）、民訴法 118 条 4 号所定の『相互の保証があること』とは、当該判決等をした外国裁判所の属する国において、我が国の裁判所がしたこれと同種類の判決等が同条各号所定の条件と重要な点で異なる条件の下に効力を有するものとされていることをいうと解される……。」

判旨 2 「……中華人民共和国民事訴訟法の規定の文理によれば、外国裁判所のした判決等が中華人民共和国において承認されるためには、第一に、判決国が中華人民共和国との間で判決の承認に関する条約を締結しているか、中華人民共和国とともにそのような条約に加盟していることが必要であり、そうでない判決国との関係では、互惠の原則による審査において同原則に適合するものと認められることが要件とされている。これらは、いずれも民訴法 118 条にはない要件であるから、中華人民共和国民事訴訟法及び民訴法がそれぞれ定める外国判決の承認の条件が『異なる』といえないことは、その文理から明らかである。」

判旨 3 「……中華人民共和国民事訴訟法が要求する互惠の原則による審査とは、同国との間で判決の承認に関する条約を締結せず、同国とともにそのような条約に加盟することもない国の裁判所がした判決については、諸事情を総合的に考慮して裁量的に承認の可否を判断する余地を留保する趣旨のものであるとみるのが合理的である。……民訴法は、外国判決の承認の条件として、中華人民共和国民事訴訟法が要求するような、互惠の原則による審査において同原則に適合するもの

と認められることに相当するものを定めていないのであるから、外国判決の承認に関する中華人民共和国民事訴訟法所定の条件が民訴法所定のそれと同じであるということとはできない。」

判例の解説

一 本判決は、中華人民共和国（以下「中国」という。）の人民法院で下された 80 万人民币という金員の支払いを命じる判決に基づいて我が国の裁判所に提起された執行判決請求を棄却した一審判決に対してなされた控訴を棄却したものである。執行判決請求を認容するためには、民訴法 24 条 3 項により、当該外国判決が民訴法 118 条各号の要件をすべて具備していることが必要となる。本判決では、民訴法 118 条各号の要件のうち、特に 4 号に定められている「相互の保証」が我が国と中国との間にはない旨が判示された。相互の保証の欠如を理由に中国判決が我が国で承認されなかった先例としては、大阪高判平 15・4・9（判時 1841 号 111 頁、判タ 1141 号 270 頁、以下「平成 15 年大阪高判」という。）がある。本件では民訴法 24 条に定められている執行判決請求の可否の判断の前提として、民訴法 118 条 4 号の解釈が問題となった。これに比して、平成 15 年大阪高判では、中国で下された判決が我が国で承認されて既判力を有するか否かが争われたため、民訴法を経由することなく、直接、民訴法 118 条が適用された。したがって、本件判決と平成 15 年大阪高判との間には若干の相違点がある。とはいえ、民訴法 118 条 4 号に定められている「相互の保証」が我が国と中国との間には認められない旨が判示されたという点で両者は一致している。これらの裁判例により、今後、我が国と中国との間に判決の承認に関する特別な条約の締結などの大きな社会的変化が生じない限り、この状態が続く可能性は高い¹⁾。

なお、本判決に対しては、上告受理申立及び上告がなされたが、不受理決定及び上告棄却決定²⁾が下されて、本判決が確定している。

二 判旨 1 について

判旨 1 は、判決国が同条の規定と同等又はこれより寛大な条件のもとに我が国の裁判所の判決を承認する場合をいうと判示した大判昭 8・12・

5（新聞 3670 号 16 頁）の解釈を、「民訴法 200 条 4 号に定める『相互ノ保証アルコト』とは、当該判決をした外国裁判所の属する国（以下「判決国」という。）において、我が国の裁判所がしたこれと同種類の判決が同条各号所定の条件と重要な点で異なる条件の下に効力を有するものとされていることをいう」と判示してこれを変更³⁾した最三小判昭 58・6・7（民集 37 巻 5 号 611 頁。以下「昭和 58 年最判」という。）を基礎とする。学説の多くも、この昭和 58 年最判の相互の保証に関して示された解釈を肯定する⁴⁾。とはいえ、この昭和 58 年最判は、平成 8 年 6 月 26 日号外法律第 109 号改正前民訴法 200 条（以下「旧 200 条」という。）4 号の解釈に関するものである。したがって、厳密には、その規定の内容を同じくする改正後の現行民訴法 118 条 4 号（同 109 号の改正により平成 10 年 1 月 1 日施行）の解釈を示すものとはいえない。そのため、本判決では、この改正後初めて外国裁判所（香港高等法院）の判決の承認及び執行が最高裁で争われ、118 条の解釈について昭和 58 年最判の趣意を踏襲した最三小判平 10・4・28（民集 52 巻 3 号 853 頁。以下「平成 10 年最判」という。）が引用されている。平成 10 年最判においては、民訴法 24 条所定の「外国裁判所の判決」を、「判決」という名称に拘泥することなく、「外国の裁判所が、その裁判の名称、手続、形式のいかんを問わず、私法上の法律関係について当事者双方の手続的保障の下に終局的にした裁判をいう」とされた。このため、昭和 58 年最判で示された規範が、平成 10 年最判以降は、「判決」から、「判決等」に変化している。とはいえ、昭和 58 年最判以降、下級審の裁判例における旧 200 条 4 号、又は、現行 118 条 4 号の解釈については、概ね一致している⁵⁾。その意味で本判決も従来の裁判例の傾向と一致するものとなっていると解される。

ところで、昭和 58 年最判及び平成 10 年最判によって示された規範である「重要な点で異なる」との具体的な基準は、必ずしも明らかではない⁶⁾。実際には、118 条各号に定められている間接管轄、手続公序（敗訴被告の訴訟の開始における呼出しを含む。）、実体公序及び相互の保証の各要件と比較して、判決国の要件が、（イ）项目的に齟齬（過不足）がないか（本件判旨 2）と、（ロ）内容的に寛嚴の差がないか（本件判旨 3）という、形式と内容が問われるべきことになる。この過不

足や差異がどの程度まで許容されるかは、相互の保証という要件が達成すべき役割⁷⁾が実現されているか否かによって決定されると思われる。しかし、本判決では彼我の承認要件の過不足や差異の許容範囲自体は示されておらず、また、相互の保証という要件が達成すべき役割についての具体的な判示もない⁸⁾。

三 判旨2について

中国民訴法の文理を、「国際条約により、又は互恵の原則に従って審査を行った後、中華人民共和国の法律の基本原則若しくは国家主権、安全、社会公共の利益に反していないことが外国裁判所のした判決等の承認の要件」であるとして、中国が当事国となる判決承認に関する条約の存在、又は、互恵の原則による審査において同原則に適合するものと認められることのいずれかが要件とされていると認定した。その上で、これらの要件は我が国の民訴法 118 条各号には要件として定められていないため、中国と我が国の外国判決の承認の条件が「異ならない」とはいえないことが、その文理から明らかであると判示した。本件一審判決では、「規定の文言が実質的に異ならないことの一事をもって相互の保証があるとするのは、国家対等の原則にもとるものといわざるを得ない」と判示されており、文言が一致するか否かについては必ずしも明確ではなかった。これに比して、本件判旨では明確にこれが否定された。

なお、本件判旨では、外国判決の承認要件が定められている中国民訴法の規定を、282 条（平成 25 年 1 月 1 日改正後の）として検討した本件一審判決を引用している。この一審判決においては、承認の対象となった中国判決は（証拠によって）平成 19 年 6 月 29 日に確定した旨が認定されている。しかし、この確定当時の中国民訴法では 268 条（平成 3 年 4 月 9 日制定施行）に承認要件が定められていた⁹⁾。したがって、承認要件を充足していたか否かの基準時点を、外国判決確定時と執行判決時（棄却の場合も含めて）の何れにするかということにより、中国法の参照条文が異なる可能性がある¹⁰⁾。

四 判旨3について

本件判旨では、さらに実質的な承認要件の相違が検討された。我が国と中国との間には、何らの

判決承認条約も存在しないため、互恵の原則による審査を経由して承認の可否が決められることになる¹¹⁾。判旨3では、この互恵の原則による審査を「諸事情を総合的に考慮して裁量的に承認の可否を判断する余地を留保する趣旨のものであるとみるのが合理的である」と判示した。実際には、本判決と同様に、中国との間に相互の保証がないと判示した平成 15 年大阪高判¹²⁾と同様に、「遼寧省高級人民法院に対し、『1994』民外字第 72 号伺いに対する回答（1994.6.26 最高人民法院関于我国人民法院応否承認和執行日本国法院具有債權債務内容裁判的復函）」を参照して、この内容が¹³⁾、中国における我が国の判決に関する取扱の先例の一種であり、日本と中国との間に互恵関係があるとは認められておらず、日本と中国との間には相互の保証があるとは認められないと判示した。

なお、一審判決で事実として認定された、中華人民共和国最高人民法院審判委員会「『民事訴訟法』の適用に関する若干問題についての意見（以下、「意見」という。）」318 条が、本件判旨でも引用されているか否かは必ずしも明らかではない。しかし、「意見」は、2015 年 2 月 4 日施行の「最高人民法院中国民訴法の適用に関する解釈（以下、「解釈」という。）」552 条により廃止された上で、「意見」318 条の内容が「解釈」544 条で再確認されている。したがって、相互の保証の要件を充足しているか否かの基準時点が、承認対象となった外国判決の確定時点（2007 年 6 月 29 日）、又は、一審の口頭弁論終結時点（2015 年 1 月 19 日）ならば「意見」の引用で足りるが、本判決の口頭弁論終結時点（2015 年 9 月 30 日）では、引用すべき文書が異なる虞がある（両者は概ね同内容と解され、結論に影響しないため本稿では詳述しない）。

五 本件判決で承認の可否が問われた財産関係事件とは異なり、中国では、中国人当事者を含む外国離婚裁判の承認に関しては、承認に関する条約等の存在は要件とされていないようである¹⁴⁾。そのため、離婚に付随してなされた子の養育費の支払いを命じる中国裁判所の判決を我が国で承認する旨の裁判例が存在する¹⁵⁾。

●——注

- 1) 高杉直「判批（本件評釈）」JCA63 巻 7 号 8 頁。また、岩本学「判批（本件評釈）」平成 28 年度重刊（ジュリ臨増 1505 号）321 頁では、いわゆる部分的承認（全面的

な相互の保証は認められないが、問題となる判決と同種の判決についてこれが認められるときには、部分的に相互の保証を認めるということで、これを肯定するのが通説であるとされている（例えば、中野俊一郎「外国判決の執行」新堂幸司監修／高橋宏志＝加藤新太郎編集『実務民事訴訟講座 第3期』（日本評論社、2013年）451頁）の範囲に留意して、周到にも「名誉毀損訴訟」に限定して中国との間に相互の保証がないことを判示したものととして本判決の評価がなされている。

- 2) 最二小決平28・4・20判例集未登載（LEX/DB25543141）。なお、上告棄却が「判決」ではなく、「決定」でなされたのは、民訴法317条2項による。
- 3) 最高裁判所が憲法その他の法令の解釈適用についてした裁判の変更に関する取扱（最高裁判所裁判事務処理規則9条2項及び3項）と異なり、大審院のした裁判については小法廷でも「変更」することができる旨が同規則9条6項に定められている。なお、その経緯については、兼子一＝竹下守夫『裁判法〔第4版〕』（有斐閣、1999年）174頁注（五）参照。
- 4) 例えば、三ツ木正次・涉外判例百選〔第2版〕（別冊ジュリ87号）215頁、早川眞一郎・涉外判例百選〔第3版〕（別冊ジュリ133号）233頁、松岡博・国際私法判例百選〔新法対応補正版〕（別冊ジュリ185号）201頁、吉川英一郎・国際私法判例百選〔第2版〕（別冊ジュリ210号）229頁、高田裕成・民事訴訟法判例百選（I）（新法対応補正版）（別冊ジュリ145号）53頁、拙稿・法研57巻8号135頁など。
- 5) 下級審の裁判例に関しては、釜谷真史「判批」ジュリ1291号302頁参照。
- 6) その後の判例の蓄積と学説による分析の必要性の指摘は、昭和58年最判に関する評価において既に現れている。例えば、早川（眞）・前掲注4）評釈233頁では、「より具体的な基準の形成のためには、判例の集積をまたなければならぬ」とされている。また、河野俊行「承認要件としての相互の保証」国際私法の争点〔新版〕239頁など。さらに、岩本・前掲注1）評釈322頁でも、昭和58年最判のこの点に関する規範の抽象性が指摘されている。
- 7) 相互の保証要件の役割については、国家対等の原則に基づく要件（兼子一＝松浦馨ほか編『条解民事訴訟法』（弘文堂、1989年）651頁）、双方国の判決承認の促進のための要件（鈴木忠一＝三ヶ月章編『注解民事執行法』（第一法規、1984年）404頁〔青山善充〕）、さらに、財産関係事件に限定してではあるが、彼我の承認要件に差異がある場合の均衡を維持するための要件（高桑昭『国際民事訴訟法・国際私法論集』（東信堂、2011年）167頁）などの見解がある。
- 8) 岩本・前掲注1）評釈322頁では、本件判旨について、この「相互の保証」の具体的内容自体の検討をせずに、重要な点で異ならないか否かについて結論を出したことが早計であったとの批判がなされている。
- 9) 後に、2008年4月1日施行の改正中国民訴法では266

条に条文が変更されているようである。

- 10) 例えば、兼子一＝松浦馨ほか編『条解民事訴訟法〔第2版〕』（弘文堂、2011年）645頁では、外国判決の承認の可否が判断される時点とされている。しかし、我が国が自動承認制度を採用していることから、むしろ、確定時と解すべきもののように思われる。しかし、前後の法文の内容に齟齬がないと解されるのでここでは詳論しない。
- 11) 中国の外国判決の承認執行に関する条約には民事及び刑事司法共助条約、並びに、民事及び商事司法共助条約がある（増田晋編『環太平洋諸国（日・韓・中・米・豪）における外国判決の承認・執行の現状』（別冊NBL145号）（商事法務、2014年）102頁）。具体的には、民事及び刑事司法共助条約については、対ポーランド（1988.2.13発効）、対モンゴル（1990.10.29発効）、対ルーマニア（1991.1.22発効）など19カ国との間で、民事及び商事司法共助条約については、対フランス（1988.2.8発効）、対イタリア（1995.1.1発効）、対スペイン（1994.1.1発効）など17カ国との間で締結されているようである。ただし、このうち、タイ、韓国、シンガポールとの間には仲裁判断の承認・執行の規定のみしかなく、裁判所の判決についての規定はない（タイとは、「民事商事仲裁協力に関する条約」20条で仲裁判断の承認・執行のみが定められている。また、韓国とシンガポールとの間では、それぞれ「民事及び商事司法共助条約」が締結されており、その25条（対韓国）、20条（対シンガポール）で仲裁判断の承認・執行のみが定められている）。現在の締約状況の一覧は、中国外交部ウェブサイト（http://www.fmprc.gov.cn/web/ziliao_674904/tytj_674911/wgdwdjdsfshzy_674917/t1215630.shtml）（2018年1月10日確認）参照。
- 12) その一審判決である大阪地境支判平14・7・15判時1841号113頁では、中国との間の相互の保証が肯定されている。
- 13) 渡辺惺之「判批」ジュリ1274号218頁では、この「復函」の内容が、我が国の執行に関する裁判の中国における取扱を、判決の取扱として評価している点で不適切であったと指摘されている。他方、釜谷・前掲注5）評釈303頁では、この執行のもととなった横浜地裁の判決も中国における取扱に含まれると評価されており、その評価が分かれている。
- 14) 1991年の最高人民法院の司法解釈及び2000年の「人民法院における外国法院離婚判決の承認申請の受理に関する問題に関する規定」、なお、黄朝霞「中国の涉外家事実務と日本」国際私法年報9号（2008年）179頁参照。
- 15) 東京高決平18・10・30判時1965号70頁（なお、承認されることを理由に、我が国における扶養料の支払いを求める申立は、訴えの利益なしとして却下された）。詳細については、拙稿「判批」ジュリ1400号176頁。